

前田利家陣跡現況地形測量業務委託仕様書

第1章 総則

- 第1条 本仕様書は、前田利家陣跡現況地形測量業務委託（以下、「業務」という）に適用する。
- 第2条 業務は、本仕様書並びに佐賀県立名護屋城博物館（以下、「佐賀県」という）の指示に基づいて実施する。
- 第3条 業務は、前田利家陣跡整備事業に伴い、前田利家陣跡の現況を示す基礎資料である地形測量図及び断面図を作成することを目的とする。
- 第4条 本仕様書及び準拠法令等に記載のない事項又は疑義を生じた場合は、佐賀県と協議し定める。
- 第5条 受託者は、契約締結後速やかに佐賀県と協議の上業務に着手するものとし、業務が完了した場合、速やかに所定の報告書及び成果品を提出し、佐賀県の検査を受けること。

第2章 基本事項

- 第6条 受託者は、業務実施にあたり、関連する法令及び条例等を遵守すること。
- (1) 文化財保護法
 - (2) 測量法
 - (3) 公共測量作業規程の準則
 - (4) 佐賀県公共測量作業規程
 - (5) その他関係法令等
- 第7条 業務を開始するに当たっては、佐賀県と受託者で十分に打合せを行うこと。また、業務開始前に業務着手届、業務実施計画書、工程表を速やかに提出すること。
- 第8条 業務の実施にあたっては、随時佐賀県職員が進捗を確認することとし、必要に応じて修正を行うこと。また、計画変更等重要な事項については、打合せ協議簿を作成し提出すること。

(業務管理技術者)

- 第9条 受託者は、業務履行の技術上の点検・管理を行う業務管理技術者を定め、業務管理技術者届及び経歴書を提出すること。
- 2 業務管理技術者は、測量法第49条の規定に基づいて登録された測量士とする。
 - 3 業務管理技術者の交替の必要が生じた場合は、速やかに佐賀県に報告し承認を得ること。

(再委託)

- 第10条 受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め佐賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(精度管理)

- 第11条 受託者は、作業の全般に渡り業務の正確さを確保するために、作業規程の準則等の基準に基づく適切な精度管理を実施し、この結果に基づき精度管理表を作成すること。

(損害賠償等)

- 第12条 受託者が佐賀県並びに第三者に事故等の損害を与えた場合は、受託者は必要な措置を講じるとともに、佐賀県にその状況及び内容等を速やかに報告し、その対応は佐賀県の指示に従うものとする。この場合、受託者は佐賀県の責による損害を除き、生じた事故等に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても受託者の責任において解決するものとする。

第3章 作業概要

- 第13条 業務の作業概要

- (1) 業務名 前田利家陣跡現況地形測量業務委託

(2) 履行場所 受託者の事業所、前田利家陣跡（佐賀県唐津市鎮西町名護屋）

(3) 履行期間 契約締結日から令和6年10月31日

(4) 業務内容

○4級基準点測量 6点

○現地測量 0.007 km²（縮尺 1/500）

○路線測量（断面図作成）

・縦断測量 0.218 km（縮尺 1/500）

・横断測量 0.600 km（縮尺 1/500）

第4章 作業内容

第14条 基準点測量

- (1) 作業規程の準則に従い、作業を行うこと。
- (2) 座標については公共座標（第Ⅱ系）を用いて、測量対象地域を管理すること。
- (3) 測量機器については、測量機械器具検定基準に合格したものであり、常に整備されたものを使用すること。

第15条 現地測量

- (1) 縮尺 1/500、主等高線 1.0mピッチ、補助等高線 0.25mピッチを基本とする。
- (2) 作業を行うにあたっては、地形を詳細に捉えることができる精度を保つこと。
- (3) 整備の設計に使用するため、遺構の形状を表す箇所や、遺構であることが推測される箇所を測量する際は特に注意し、必要に応じて佐賀県と打合せを行い、適切な表現とすること。
- (4) 地形及び遺構の表現上、上端・下端等の線が必要な場合は適宜測量を行い、等高線とは別に明示すること。
- (5) 履行場所のうち、陣跡現地は特別史跡指定範囲内であるため、遺構の損壊等が無いよう十分に注意して作業を行うこと。

第5章 成果品

第16条 納入する成果品等は次のとおりとする。各種データファイルはDVD等記録媒体に格納すること。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 測量成果簿 | 一式 |
| (2) 測量図（1/500） | 一式 |
| (3) 断面図（1/500） | 一式 |
| (4) 測量図データ（CAD及びAIデータ） | 一式 |
| (5) 打合せ記録簿 | 一式 |
| (6) その他必要に応じて佐賀県が指示するもの | 一式 |

（納品場所）

第17条 納品場所は、佐賀県の指示により定める。

第6章 その他

第18条 業務で生じた記録類一切の帰属及び著作権は佐賀県にあり、業務遂行中も同様とする。